

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.11

発行日：2013.11.17



発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

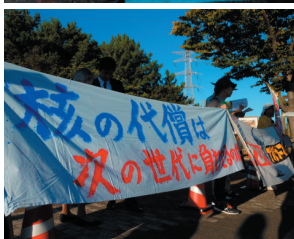
E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com
URL：http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter：@sagakarakaeru

ただいま
進行中！

被告：九州電力
被告：国

玄海原発 3号機プルサーマル運転差止裁判
玄海 2・3号機再稼働差止仮処分 玄海 1～4号機運転差止裁判
玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

玄海原発3・4号機の運転停止命令を求めて、 原発政策の“本丸”国を提訴!



10月27日、佐賀県原
11月11日、福岡市
九州沖縄集会所で
9月27日、佐賀県
力規制委員会と玄海
調査抗議行動(玄海原
発ゲート前)

11月13日、行政訴訟提訴後の記者会見(佐賀市内)
左より、冠木克彦弁護士、石丸初美代表、豊島耕一科学技術顧問

「福島原発事故がすべて。責任も原因追及も誰も何もされていない、検証もされていない。本当に国民を見捨てている、この国の政治は!だから、原発政策の本丸である国を訴えることにしたんです!」(石丸初美・原告団長)

これまで九州電力を相手に3つの裁判を起してきましたが、“本丸”の国も訴えたい!と2012年1月から行政訴訟を提起していました。国を相手にして法的根拠や具体的な危険性を取り上げて裁判を闘うというのは難しさもあったのですが、弁護団の皆さんと裁判補佐人の小山英之さん(美浜の会代表)のご尽力で、11月13日、国・原子力規制委員会に対して「玄海原

発3・4号機の運転停止命令を求めると佐賀地裁に提訴することができました。

「玄海で事故が起きたら、他人事でない」と、36都道府県と韓国から、384名が原告に加わりました。一人ひとりにじっくり話をしたり、一緒に行動する中でつながっていった仲間とともに、闘えること、誇らしく思います。

運転停止命令を請求する根拠は主に2つ——「福島原発事故の放射能汚染水問題のように、重大事故時に放射性物質の放出を防ぐ措置がまったく不十分であること」

「基準地震動の設定が二重基準によって過小評価されており、別の計算式では現行の4.7倍の大きさになり、

No.11 CONTENTS

- 玄海原発3・4号機の運転停止命令を求めて、
原発政策の“本丸”国を提訴! ……1
- 公判、審尋報告 於保泰正・荒川謙一 ……2
- 意見陳述 大石與志子 ……4
- 法廷外の活動報告 永野浩二 ……6
- 玄海原発、10年間で824兆ベクレルのトリチウムを放出! ……9

- 会員からのメッセージ ……11
- 書籍紹介 武田理恵子 ……13
- Yくんへ、私からの手紙 野中宏樹 ……13
- 玄海原発再稼働のための現地調査に対する抗議と質問 ……14
- 玄海原発再稼働の申請に対する抗議と質問状 ……15
- お知らせ、編集後記 ……16



提訴後、裁判の会事務所にて

機器・施設の耐震安全性がまったく成り立たないこと
いずれも全国の原発にも関係する重大な問題、全国のみなさんとの情報共有をいっそう強めながら、裁判と運動の両面から、再稼働阻止に全力を尽くしたいと思えます。(訴状はHPからダウンロードできます)

また、この日は、九州電力を被告とする玄海3号機プルサーマル裁判の「争点整理のための弁論準備」が3時間かけて行われました(非公開)。裁判官が原告被告双方に対してじっくり質疑を行う場が、提訴から3年経って、やっと実現しました。

原告側は、小山さんがパワーポイントを使って、MOX燃料の危険性について具体的に説明。裁判官はデータの根拠や計算式などを何度も問いただし、必死で理解しようとしていました。

一方、被告九電はMOX燃料が「安全」だと一般論で論じ、重要な具体的な数値については相変わらず「商業機密」を持ち出して裁判官の質問に正面から答えませんでした。

「安全性を証明しないで、ごまかして、稼働しているのか。裁判官に説明するという事は、市民に説明するという事。それをしないということは、市民を

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

請求の趣旨

被告の処分庁原子力規制委員会は九州電力に対し玄海原子力発電所3号機及び4号機を運転してはならないとの命令をせよ

請求の原因

本件訴訟は、玄海原発3・4号機について、基準地震動の評価値が過小評価になっており「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則」4条3項に適合しないこと

かつ、重大事故に際して原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置がとられていないことから同規則37条2項に適合しないこと

さらに炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合放射性物質の拡散の抑制に関する同規則55条に適合しないこと

から、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号に基づく基準に適合していないので原子力規制委員会に対して、玄海原発3・4号機の運転停止命令を出すことの義務付けを求めるものである。

バカにするということだ!」(武村弁護士)

弁論準備はあと2回(1月と3月)続きます。「もんじゅ」裁判以来と言われる、このやりとりを、しっかりと見届けたいと思います。

9月13日公判報告

裁判の会副代表 荒川 謙一 裁判の会事務局長 於保 泰正

まだ残暑厳しい日差しの中、午後1時、佐賀地裁の門の前では、裁判への注目と「原発なくそう!」のアピールの音が拡声器を通して響き渡りました。

13時50分、石丸初美団長と冠木弁護士を先頭に新団旗『玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会』をしっかりと正面から見せて原告団・弁護士団は入場を果たしたのです。

(1)『MOX燃料を使うな!』～プルサーマル裁判

第11回公判：平成22(2010)年(ワ)第591号玄海3号機MOX燃料使用差止請求事件
(原告：石丸ハツミ 外129名、被告：九州電力)

MOX裁判(2010年8月9日提訴)は、2010年

12月1日の第1回公判より、今回の第11回を迎え、約2年9ヶ月余りが経過しました。

この間、裁判所では原告・被告互いの争点整理という作業でまともに掛かってきましたが、今回で原告・被告の主張が出尽くしたと判断して「総括」しようという動きにいいよなりました。

裁判長は、争点は大きく2点、「燃料棒内圧設計基準値における、安全余裕はあるのか?無いのか?」「燃料棒の内圧設計評価値における、信用性はあるのか?無いのか?」ではありませんかと問いかけてきました。

原告としては、そんなに簡単に括ることはできないと、〈ギャップ再開の具体的な危険性について〉(1)初期ヘリウム加圧量を強引に低減させたかどうか?(2)蒸発性不純物の規定値を不当に緩和したかどうか?(3)燃料棒内圧設計基準値の設定について、安全立証



右より冠木弁護士、武村二三夫弁護士、大橋さゆり弁護士、谷次郎弁護士

せよ！(4) 燃料棒の最大内圧の評価が、ギャップ再開内圧とされる19.7MPaを上回る可能性があるかどうか、安全立証せよ！(5) 被告の出力履歴の設定が妥当といえるのか？明らかに示せ！等々。また、〈ギャップ再開条件の実験（ハルデン炉）と実機稼働（玄海）の相違について〉及び〈ギャップ再開（設計基準）値に対する違反について〉の主張を具体的に挙げました。

言い換えれば、被告の主張である「商業機密」を隠れ蓑にして証拠を隠したまま「安全」と言うだけの内容の乏しい回答や、的外れの事例の引用、時として矛盾した回答をしている点を今回も指摘し、逆にその立証責任を要求したのである。

裁判所は、これらを詳細に理解するために、原告・被告双方から専門家意見を聞き、質疑応答によって理解を深めようという「争点整理弁論準備」を行うこととしました。これは、正規の公判手続きの中ではなく非公開で、今年11月、2014年1月、3月の合計3回(各3時間)行われる予定です。

これで総括することができたなら、その後に開催される正規の第12回公判で最終準備書面主張へという運びとなります。順調にいけば、あと1年で審理終了へ、そして、判決というのが最短のシナリオのようです。しかし、この間の「争点整理」の様子を見て、被告九州電力の焦点を合わせない回答、立証責任の拒絶態度を鑑みるときに、そう単純に進むと楽観視できるものではありません。

弁護団からは「もんじゅと同じような手続きになったこと自体は歓迎すべきだが、判決への期待と結びつけてはいけません。これまでに九電側が『商業機密』として証拠資料から『白抜き』にしていたところを、そうした場でどう対処するのか、注目点だ」との話がありました。

専門家を交えた「弁論」の場での各争点の掘り下げと攻防によって、裁判官達に真実を理解させることができるか否かがその行方を握っていることには間違いありません。

意見陳述は大石與賜子（よしこ）さん。これまで11回の公判の意見陳述の中で、最高齢の73歳です。プルサーマル反対運動当初から、事務局の活動をコツコツと支えてこられました。

法廷での声ははじめ緊張したご様子でしたが、「自

分に残された時間を、子ども達の世代のために核発電を止めるために使いたい」と力のこもった陳述をされました。傍聴者一同、心の中で拍手を送りました。(荒川謙一)

(2) 『2号機と3号機を再稼働させるな！』～仮処分申立

第10回審尋：平成23年(ヨ)第21号「玄海原発2号3号機再稼働差止仮処分命令申立事件」(債権者：石丸ハツミ、外89名、債務者：九州電力)

2012年11月30日の第7回審尋で、債務者九州電力と裁判長から具体的危険性を出してほしいと要求されました。今年3月1日の第8回審尋で私たちは、主張書面(5)を提出し玄海2号機の配管ひび割れという具体的危険性を指摘しました。

指摘に対して九電は、他人事のような無責任な回答をしてきたので、再度、配管のひび割れ問題を整理して追及しています(主張書面(6))。

2号機の一次冷却系配管から出ている枝管で起こっていたひび割れ問題の経緯は、以下の通りです。

- ① 1999年7月敦賀2号機で一次系配管から、一次冷却材の漏えい事故が発生
- ② 同年11月政府から検査の指示
- ③ 九電は、類似箇所である当該部位を検査したが欠陥を示す兆候はなかったと報告
- ④ 2003年9月、泊2号機で敦賀の同様箇所でも一次冷却材漏えい事故発生
- ⑤ 同年12月、政府は定期事業者検査で検査を行うよう指示
- ⑥ 2005年12月、政府は技術基準の改正に伴って検査の実施の指示
- ⑦ 2006年九電は、指示に基づいて配管疲労評価を行ったが問題ないこと確認報告
- ⑧ 2006年11月～2007年1月、九電の第20回定期検査でようやく傷を発見し、修理した

定期検査は、13か月ごとに行いますから何回も見逃してきたこととなります。本当に検査をしていたのかと疑いたくなります。(三菱重工元社員や下請けの人から、検査自体をしないと、壁に立てかけている別の問題ない配管を検査することもあったという証言あり)

主張書面(6)の結論は、「他の原発でもあったように、このひび割れの普遍性に対し、検査による発見には限界があり、当初いかに耐震基準を満たしていても、その基準が保障されていないといえる。したがって、この配管についての安全性につき、債務者は基本的な主張立証責任を果たしておらず、したがって、地震等によって配管の破損から一次冷却材の喪失事故の具体的危険性が存在するものと推定される。」としています。九電はどう回答するのでしょうか。現に重大な問題があったことを否定できるはずがありません。

裁判長からの「定期検査の対象になっていない配管



審尋の様子(スケッチ 大江良二)

の検査は、いつどういう体制で行っているのか」という質問に、九電は「自主的保守安全基準でやっている」、その「基準」については「次回公判までに回答する」と答えました。

裁判長から債権者に「ひび割れからどのような経緯で重大事故（一次冷却材喪失事故）につながるのか説明してほしい」と要請がありました。

一次冷却材喪失事故が起こった時に九電としてどう対処するのかは、9月20日のNHK番組「特報フロンティア～徹底検証・原発新基準～問われる九州電力の安全対策」で取り上げられました。九電の説明では「一次冷却系配管が損傷した時は、原子炉容器に水をいくら注水しても漏れていくので注水はあきらめる。燃料棒が溶け出して原子炉容器の底から抜け落ちて（メルトダウン）格納容器の底に落ちてから、水で冷却する」というものです。規制委員会からは、メルトダウンする前に何らかの対策はできないかと批判が出ていましたが、九電は打つ手はないと答えていました。

燃料が溶け出して固まりだした時に再臨界が起き大爆発する恐れはないのか疑問があるところです。再臨界しないでメルトダウンした燃料は基礎のコンクリートと反応しコンクリートが溶け出します。底に落ちた燃料の塊を冷やす水は汚染水となり、コンクリートの割れ目から基礎下の岩盤の割れに入り海に流れますし、大量の汚

染水をどう処理するのでしょうか。九電が7月12日に規制委員会に申請した3、4号機設置変更許可申請書には、汚染水の処理方法は何も書かれていません。

つまり、一次冷却材喪失になったら九電として何も対処できず、第二の福島事故になる様子に対し指をくわえて視ているしかないことになります。

この2号機の配管ひび割れ問題は、特に重大な問題として浮上してきました。

次回11回審尋2014年1月24日（金）14時～14時30分
（於保泰正）

(3)『玄海原発全てを運転するな!』～全基差止裁判

第6回公判：平成23年（ワ）第812号「九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件」（原告：石丸ハツミ、外177名、被告：九州電力）

被告九電は、1号機の中性子照射脆化（原子力容器に中性子を受け続けると鉄がもろくなってくる）問題で反論を準備書面1として出してきました。この問題について、被告の反論は終わりということです。反論を読んだ印象では、真剣に安全性を追求している姿勢が見えず、これまでと同様いい加減で無責任なものです。次回、原告側反論に対して九電が反論しなければ、次の段階に進むことになります。

原告より反論書面を1月10日までに提出することになりました。

公判後は、毎回記者会見を行っています。その中で公判の中身について、弁護士から詳細な説明があり、記者質問にも回答しています。ぜひ公判と記者会見に参加していただき、玄海原発の具体的な危険性を理解して周りに広めてもらうようお願いします。

次回第7回公判1月24日（金）13時30分～14時
（於保泰正）

意見陳述

「玄海原発3号機 MOX 燃料使用差止請求事件」第11回公判における大石與志子さんの意見陳述

わたくしは大石與賜子と申します。73歳です。

わたくしが原子力発電というものに初めて気付かされたのは、1979年アメリカのスリーマイル島での炉心溶融事故からでした。「原発とは何なのか」その恐ろしさをほとんどわからないまま、1983年に佐賀市に転居してまいりました。

当時、玄海原発3・4号機増設についての「第2次公開ヒアリング」阻止運動などが行われていました。

1986年には、チェルノブイリ4号炉「核」暴走事故で放射能汚染が広範囲にわたり、子どもたちも多大な被害の中に置かれたことを知り、震える思いをさせられました。その後、玄海原発3号機でのプルサーマ

ル発電反対集会などが行われていましたが、自ら積極的に行動を起こすことはありませんでした。古川佐賀県知事の「安全性は確保されている」と見解発表した2006年からプルサーマル反対運動に加わりましたが、スリーマイル島原発事故から27年も経っていました。

原発について学んでいるうちに、なぜこんなにも危険な原発で発電するのかという疑問が生まれました。その上多大な資金を使ったと思える新聞広告やテレビなどで、政財界にマスコミも一体となり、「安心」「安全」「クリーン」を繰り返し強調しているのを見聞きして不審感を抱きました。こうまでして宣伝しなければならぬ原子力発電の本質とは一体何なのでしょう。



公判後、記者会見をする大石さん

真剣に原子力発電は止めなければいけないと思い始めたのは、『原発ジブシー』（堀江邦夫著 1979年発行）を読み直してからでした。原発で働いている下請け労働者の日常が逐一綴られています。ずさんな放射能管理による無用な被曝、作業する人の便宜を考えていない設計、高線量にもかかわらず全面マスクを外さずには居れないほどの程の息苦しさ、計算ミスなどによる無駄な労働、作業の意味も知らされない虚しさ、幾重にもピンはねされる賃金、被曝による健康への不安、生まれてくる子どもへの不安、家族と離れて働かざるをえない寂しさ等々。

高レベルの放射能が取巻く最前線の現場では、ノルマに追われて多量の放射線を浴びて肉体をむしばまれながら働いたあげく、棄民とされていく下請け労働者がいなければ原発は成立しない現状をどう考えたらよいのでしょうか。

「原子力発電」、すなわち「核」発電は、人の命を食いつくす発電方法としか言いようがありません。原子力の発電の本質はここにあったのです。まさに原発と原爆は「核」を用いて人を殺める点において同じものでした。原子力発電を「核の平和利用」などと美しい言葉でその危険性を隠したのです。

一昨年の3.11福島核発電所事故によって、推進する人たちの虚偽と隠蔽にみちた言動が明らかにされたにもかかわらず、なおも「想定外」と責任を回避し、被災地の人々への賠償もお座りのまま、事故の解析・検証も出来ていないのに、新基準による早期再稼働を声高に叫んでいる「推進者」はどこを向いているのでしょうか。

敗戦数年前に生まれてひもじさの中で育ったわたしは、無謀な戦争のもたらす悲惨さを知るにつけ、人はどうして戦争など起こし、またそれを止める事が出来なかったのかとの思いを消すことができず、口には出しませんでしたが親の世代に対して批判がましく思っていました。今の日本の状況はどうでしょうか。今わたしたちはどんな処に立ち、その行く末はどうなるのでしょうか。

人間は科学技術を発展させて、いかに多くの利便さ

と豊かさを得てきたでしょう。けれども、同時に、生きとし生けるものを顧みることを忘れ、自然環境を荒らし汚しました。盡きることのない欲望に取り込まれた人間は、権力に溺れ科学信仰や経済信仰に陥り、人を物としか見ようとしないうちに墮落してしまい、傲慢にも禁断の「核」を操ろうとして自らの首を締め付けていることに、もっと早く気付かねばならなかったのです。

福島「核」発電所の1・2・3号機はメルトダウンにより、すでに膨大な量の人工放射性核物質が排出されています。地下から海へ汚染がひろがり手の付けようもなくなるでしょう。

老化で脆弱化した核発電機は福島事故の二の舞いになる可能性を増大しています。増え続ける使用済み燃料の冷却、固形廃棄物の設置場所、地震への対応など、いずれにしても放射能が問題であるが故にこれらの課題は難しく、その対策には莫大な費用が必要なことは明らかです。

親の世代と今同じ立場にいる自分が、子どもたちに対して申し開きできない事を恥じます。

わたしたちの世代の不明のために、子孫に重荷を負わせてしまいました。何と言って子どもたちに許しを乞うことが出来ましょうか。

次の世代に少しでも良い状況を創るには、一刻も早く、核発電を止め廃炉にすることを定めることが肝腎だと思います。再稼働など勿論もつての外です。また、他国に原発を売るなど恥ずべきであり、してはならないことです。

わたしはあの、3.11の一ヶ月前頃に病を得てから2年余、特に小さいお子さんを持たれている親御さんの心痛に思いを馳せるばかりでしたが、今幸にも体調は安定しています。残された時は僅かかもしれませんが、新たに与えられた時として「核」発電を阻止するために、用いさせていただきたいと願っています。

「子どもたちが未来に望みをもって生きていけるように」と願い、みなさんと共に「核」発電の全基廃炉を目指したいと思います。



陳述をする大石さん（スケッチ 大江良二）

聞こえてくる再稼働の足音…みんなのチカラで止めるんです！

法廷外の活動報告

裁判の会会員 永野 浩二

●裁判と運動のあゆみを振り返る 活動報告会 in 福岡

9月14日、福岡で「提訴3周年活動報告会 in 福岡」を開催しました。

石丸初美代表が福岡の仲間へのお礼と挨拶を述べた後、「裁判を支える会」の澤山保太郎会長は「福島原発事故による海洋汚染でこのままでは太平洋は放射能の池になってしまう。日本政府はもはや"コントロール"することができない、原子力に関してもはや統治能力を失ったのではないか。人類的な危機がまさに進行中だ。九電はもちろん、国家も被告席に座るべき。そして、裁判官の席には、本来私達が座るべきだ」と力強く訴えました。

続いて、この1年の活動をスライドショーで振り返りました。裁判、玄海町戸別訪問、県・市町要請行動、コツコツ事務作業から日韓交流など国際連帯活動まで、日々の活動を紹介しました。

そして、関西電力・高浜原発の裁判以来20数年のおつきあいという、冠木克彦弁護士と、美浜の会代表の小山英之さんのお2人、本会にとっては最強の助っ人ですが、それぞれにお話いただきました。

冠木弁護士は「かつて関西電力はMOX燃料データ捏造問題で、私達も仮処分を提訴したが、その最中に関電があきらめた。玄海では関電がペケにしたMOX燃料と同等のものを使っていた。裁判で問題にしているのは——燃料ペレットと被覆管の間のごくわずかなすきま（ギャップ）がある。燃やした時に熱を伝えるためにくっついていないとだめなのだが、これが品質によって、再開することがある。すると、燃料自体に熱がたまって、溶け落ちる危険がある——ということだ。この点について、詳細な科学論争になっている。

九州電力は、国の審査を通っていて安全だ、というだけ。しかし、九電の出してくる資料は商業機密だと

いうことで、真っ黒塗りだったり、白ヌキだったり、安全かどうか何もわからない。安全性の立証責任は九電側にあると裁判所が判断すれば、私達の勝ちとなるう。

今後、3回の専門家を入れての弁論の場も開かれ、来年9月には結審の見通し、その半年後に判決となるかもしれない。」と、MOX裁判の現状と展望を報告いただきました。

また、新規基準の法的问题点を触れながら、今後の課題を提起されました。

小山さんからは、福島原発の汚染水問題を中心に、パワーポイントを使ってお話いただきました。

「問題の本質は、地下水でなく、溶け落ちて圧力容器から外へ出てしまった燃料の冷却の問題。ゼネコンぼろもうけの方法でなく、現実を直視し、情報をすべてオープンにして、国際的な知恵を仰いで解決するしかない。玄海原発の安全審査でも、九電はシビアアクシデントの記述の中で汚染水のことをまったく触れていない。汚染水問題を解決することが何よりも先決であり、それまでは他の再稼働審査は中止すべきだと、全国的な声をあげていこう」と訴えられました。

お2人から話をじっくり聞いたことで、裁判そのものに対する理解も深めることができました。

福島事故による避難者から「子ども被災者支援法」アクションの呼びかけや、福島原発告訴団・九州からの怒りの訴えもありました。

事務局からは、それぞれできる範囲での活動へのご参加、裁判と運動の継続のための財政的なご支援をお願いしました。

また、普段なかなかお会いできない会員のみなさんとの出会いがあったり、新たに会員になってくださる方もいたり、元気の出る集まりとなりました。



9月6日、佐賀玉屋前で街宣しました！

活動報告会 in 福岡

冠木弁護士のお話

福島からの避難者の呼び掛け

9月7日、福岡市天神でも街宣しました！

展示・販売ブース

9月27日、玄海原発ゲート前で規制委員会の現地調査に抗議

●「再稼働審査している場合じゃない！」
原子力規制委員会現地調査抗議

9月27日、玄海原発現地調査に来た原子力規制委員会に対して抗議行動を行いました！

朝7時から、横断幕やプラカードを掲げ、規制委員会・規制庁が来るのを待ちました。全体で50人ほど、裁判の会メンバーは20人弱。福岡からもかけつけてくれました。警備会社と九電社員も30人ぐらいで警備していました。私服警官も来ていました。

早朝から労働者を乗せたタクシーやバスがポツポツとやってきます。若い労働者が結構いるようでした。8時前にはゲート前で車が列をつくっていました。原発は止まっても、多くの人が働いています。

いくつかの団体が来ていたので、合間をぬって、交互にリレートークとコール。

「福島は終わっていない！」「汚染水対策に全力をあげろ！」「放射能の恐怖におびえている人達、子ども達を救え！」「再稼働審査してる場合じゃない！」「再稼働反対！」

田中委員長あての抗議・質問書（別記）をわたすことを、事前に電話で規制庁には伝えておきましたが、市民の前にはあらわれず、また更田委員らの乗っている車を特定できなかったため、九電職員に渡しました。

●「専門家の意見を聞くのは当たり前」
佐賀県議会原子力特別委員長から回答

9月3日、佐賀県議会原子力特別委員会委員長あてに「玄海原発の安全性に関して専門家を参考人招致することに関する要請」を提出しました。

「再稼働は県民の生命に関わる重大な問題であり、県議会として、慎重に検討すべき」として、「特別委員会に、専門家の参考人として、井野博満・東京大学名誉教授を招致すること」「県民参加の公開シンポジウムを県や県議会が主催者となって開催すること」を求めました。

「推進派でも反対派でも誰かの話を聞かないということはないし、聞くのが当たり前だと思っている」と述べていた石丸博委員長（自民党）から、回答期限とした2週間後の18日に回答がありました。

前日17日に連絡があり、回答の場が設定され、県議会事務局の方から報道各社に取材案内を出すなど、県民世論を気にしている様子でした。

8月1日以降の活動経過

■ 8月

- 1 裁判ニュース10号発行
- 18 かすやラブ&ピース・フェスタ出展
- 22 佐賀県町村会長 武村弘正・大町町長に要請
- 27 佐賀への保養者と交流会

■ 9月

- 3 佐賀県議会原子力特別委員会 石丸博委員長へ要請
- 6 佐賀玉屋前宣伝
- 7 福岡天神宣伝
- 13 第11回 MOX 公判・第10回審尋・第6回全基停止公判
- 14 活動報告会 in 福岡
- 18 佐賀県議会原子力特別委員会より回答
- 21 長崎県松浦市鷹島にポスティング・戸別訪問
- 27 原子力規制委員会玄海現地調査抗議行動
- 30 日韓市民ツアー玄海交流会

■ 10月

- 1 政府交渉（汚染水問題）
- 8-9 原発事故子ども被災者支援法緊急行動（佐賀・福岡）
- 10 支援法政府交渉
- 17 九州電力交渉
- 19 大牟田講演会
- 23 玄海発電所にトリチウムについて質問
- 27 ピースボート日韓クルーズ・玄海町案内

■ 11月

- 10 さよなら原発11・10九州沖縄集会参加
- 13 行政訴訟提訴、第1回 MOX 弁論準備

「必要に応じて、専門家や関係者等を参考人として招致し、様々な立場の意見を聞いたうえでの大所高所からの議論を行っていくことが必要。今回のご提案はその一助として承り、国の安全審査の推移を見ながら、しかるべき時に、公正、中立な立場から必要な参考人招致を実施し、その人選について判断する」と回答。

「県議会が主催となつての開催は考えていない。そうした場合は必要と考えるが、県執行部がやってほしいと思う」と述べました。

これを受けて、石丸初美代表は「ぜひ、専門家のお話をしっかりと聞いて、正しい情報の下に、原発の安全性について議論してほしい。この場に来ているのは私達だけだが、仕事などでこの場に來れない県民の多くが不安に思っている。本当のことを知らせないで"始まったから、もうしょうがない"では許されない。県民に積極的に情報を出してほしい。また、県民の意



抗議文を九電社員に渡す

玄海町は、原発労働者の車でいっぱいだった



9月18日、石丸博佐賀県議会原子力特別委員長より回答を受け取る

見を聴く会などを各地で開催するよう、知事にも求めていきたい」とあらためて述べました。

「井野先生を招く」とまでは言明しませんでした。マスコミ報道もあり、招くのは当然の流れとなってきました。実現すれば、県議会特別委員会でそうした専門家招くのは初めてとなります。

今後、県議会が県民の命を守る立場から、専門家の意見にじっくり耳を傾け、安全の確保されない原発は止めるという結論を導き出すよう、引き続き働きかけを強めていかなければなりません。

また、古川知事に対しても、県内全地域・市町において原発再稼働について県民から意見を聴く会を開催することなどの要請を行っていききたいと思います。

●市町村は住民の命を守る最後の砦！ 事前了解もりこんだ安全協定要請行動

7月29日に佐賀県市長会長の横尾俊彦・多久市長に、8月22日に佐賀県町村会会長の武村弘正・大町町長に、事前了解が入った原子力安全協定を結ぶことなどを求めて要請行動を行いました。

「住民を被曝から守ってください」「国や県が再稼働に前のめり。最後の砦は自治体だ。住民の命を守る先頭に立ってほしい」と要請しました。

町村会長は「今、最終調整しており、コメントは差し控えたい。要請があったことは他の町長に伝える」とだけ発言。

東京からの原発避難者のメンバーから「自宅周辺では福島とかわらないほど放射能汚染されているところもあった。国の情報をうのみにしてたら、助かるものも助からない。国にたよらず正しい情報を入手して、住民に知らせてください」と訴えても、「そうですか」と声をかけることもなく、淡々と「コメントは差し控える」と言われるだけでした。

その後、8月末に、伊万里市をのぞく市長会と町村会は九電と「事前了解抜きの安全協定」を締結しました。

市長会長にも町村会長にも、市民の不安の声を正面から受け止めていただけませんでした。こうした方達に私達の命を預けていることが、腹立たしい限りです。伊万里市長には、市民の命を守るためにがんばってほしいと思います。

会としても、引き続き、市町への働きかけを進めるとともに、それぞれの市町村で地元住民が立ち上がってくれるよう、後押ししていききたいと思います。

●私達は実験台ですか！「計算したら安全です」！？ 想定以上に酷い九州電力本店と交渉

10月17日、九州電力本店と7月以来の交渉を行いました。汚染水の対策について初めて質問しました。(質問書別記)

私達「メルトダウン時の汚染水はどうする？」

九電「格納容器にたまった水を再循環させて ...」

私達「炉心が全部損傷して、コンクリートにもとけこんで、格納容器をつきやぶっていくでしょう！大量の汚染水をどうするのか？」

九電「ですから、再循環ユニットで ...」

私達「福島の現実を見ているのか！3.11があっても何も学ばないのか。どうして最悪の想定をしないのか。」

「水蒸気爆発の可能性も指摘されているが」

九電「水蒸気爆発は、コンクリートの状態がどうなるかを計算して、可能性は少ないと国に説明している ...」

私達「机上の計算だけじゃなくて、ちゃんと実験をしてください。それとも、私達が実験台ですか！」

「そもそも、設置変更許可申請書には何と書いてあるのか」

九電「汚染水としての対策は書いているものはない。放水で落ちた水はシルトフェンスで対策している」

8月22日、佐賀県町村会会長へ要請



7月29日、佐賀県市長会会長へ要請



10月23日、玄海原発エネルギーパークに行き、トリチウム放出について質問してきました



10月17日、九電交渉で質問をぶつけてきました！



←交渉後の振り返りも盛り上がりました！
↓お疲れさまでした！



私達（あきれかえる）「それで再稼働はありえない！」

また、井野博満教授らの原子力市民委員会の提言を前回交渉時に渡し、これへの見解を求めましたが、九電は「新規制基準に適切に対応しているので、市民委員会への当社からの意見、反論はありません」と、質問を黙殺しました。再稼働に都合の悪いものには一切耳を傾けないのに、瓜生社長はよくも恥ずかしげもなく「世界最高水準の安全」などといえたものです。

福島県郡山市からお見えのHさんも一緒に参加し、一言。「私達は今も地震のたびにおびえています。放射能が怖くても、みんな耳にふたをして暮らしています。そして、分断されています。九電は福島から何を学んだんですか！あんなトミカのおもちゃみたいなボ

ンプ車で何ができる？福島を見れば、こんなことで事故が防げるなんて無理なことがわかります。再稼働の必要なってそもそもありません」。

●国境を超えた友情が核なき未来をつくる 日韓脱核市民ツアー

9月30日、『脱核アジア平和のための日韓市民による西日本ツアー』メンバー22名が、伊方、祝島、福井など西日本の原発立地地域をまわる一環で、玄海町を訪問、交流会を行いました。カネをめぐる話、立地地元の運動状況の違いなど、意見交換が行われました。韓国では現在4ヶ所23基の原発が2030年までに40基になる計画で、市長リコール運動では暴力による妨害もあったそうです。

玄海原発、10年間で824兆ベクレルのトリチウムを放出！

ニュース前号でも取り上げた放射性物質トリチウム、原発から日常的に放出されています。玄海原発ではこの10年間に、日本で最多の824兆ベクレルも放出されていました。なぜ、こんなに？玄海原発エネルギーパークに行って、聞いてみました。

※『原子力施設運転管理年報』（原子力安全基盤機構）608ページ
<http://www.jnes.go.jp/kouhou/unkan/>

文書回答はできないというので、本社からの回答文書を社員が読上げるのを、必死に書き留めました。

【質問1：トリチウムはなぜ生成されるのか。身体に有害では？】

【九電読み上げ回答：トリチウムは1次冷却水の中に生成される。放射性液体廃棄物処理系統で処理をして、海に放出する蒸留水の中にわずかにトリチウムが含まれている。国が定める線量目標値年0.05ミリシーベルトを達成するために、保安規定に定めた放出管理基準値を下回るように管理している。】

私達：出たらいけないものが出てくるんでしょう。0.05以内ならどう安全といえるのですか。

九電A：（放射線"安全"のお決まりの図表を出して）国の基準を下回っていますから。

私達：放射線が人体へ与える影響は、はっきりしたことがわからないのでしょうか。それでどうして安全といえるのですか。「国や専門家がいうから信じてください」と、根拠も示さず信じるというのですか。

A：私達はこれで説明するしかない。計測して、国に報告しているし、佐賀県もクロスチェックしているから安全です。

私達：どう安全なのかを説明してください。私達はただただ心配なだけ。放射線の影響がないように、祈るしかないんですか。ロシアンルーレットのような生活はもういやなんです。命にかかわることだから、九電にも県にもこうやって話にきています。ちゃんと教えてください！

原子炉の近くで働くみなさんの健康も心配。あなた達にもお子さんがいるでしょう。九電社員である前に、一人の親として考えてください！

A・B：…

九電C：そういうお話は初めて聞きました…。ご心配はもっともです。私も管理区域に入る時はバッチつけて、線量を気にしながら仕事をしています。

【質問2：加圧水型（PWR）はなぜ多いのか。玄海が日本一多いのはなぜか】

【九電回答：PWRには一次冷却水にホウ酸を添加、それによってトリチウムが生成される。沸騰水型（BWR）には添加されていないので少ない。玄海が特段多いということはない】

私達：玄海824兆ベクレル、大飯751兆ベクレル、高浜568兆ベクレル、泊270兆ベクレル。普通感覚では数字の大きさが全然違うと思うが。出力比などはどうなのか。

A：本社の回答は、特段多いということはないということですから、それ以上は分かりません。

C：（席を離れ、各原発の出力一覧を打ち出して戻ってくる）計算したが、単純に出力比というわけではないみたい。ホウ酸量の多少かもしれない。

私達：もう少し知りたいところ。本社の言うことを官僚答弁するだけでなく、市民の知りたいことにちゃんと答える努力をしてください。

【質問3：煙突から気体を放出していると聞くと、あれは何か。夜中に海の方角に出しているという話を聞くと、本当か】

【九電回答：一次冷却水貯蔵タンクに、圧力調整のためにガスを入れている。その中に希ガスやヨウ素が入っている。国が定める線量目標年0.05ミリを下回るように低減させて、モニターで安全を確認しながら放出している。風向きについては考慮している。】

私達：低くても、出しているんですね。風向きは何をどう"考慮"しているのか。

A：考慮しているとしたか、本社からの回答はありません。私達：危険だから、海方向に放出しているのですか。

A：考慮しているとはいえない。国の基準を下回っています。どう思うかは、そちらの感覚です。

私達：そこは大事なところですよ。あなたが答えられないなら、「どう考慮しているのか」、次の本社交渉の時に尋ねるから、伝えておいてください。

今後も、市民の素朴な疑問や感覚を、九電の本店でも支店でも窓口でも1つ1つぶつけていきたいと思います。電力会社トップの姿勢が変わらなければいけません。社員にも"何か"は伝わるはずですよ。

「核発電は、カネへの隷属、麻薬のようなもの。どうするかは民主主義の問題」と言われことが印象に残っています。

地元・玄海町民の方からは「原発は住民を豊かにしてきたが、今回の事故で破滅につながることも分かった。2～4月の南西の季節風が韓国へ向けて吹く。原発はもうやめなければならない」と話がありました。

国内外の立地地域の住民同士が交流していくことは、原発ゼロへの大きな力になっていくはずですよ！

●玄海から吹く風にさらされる島 鷹島ポスティング

9月21日、長崎県松浦市「鷹島」に機関紙『そいぎ』のポスティング&戸別訪問に行ってきました。

鷹島は人口2000人、かつて「元寇」でモンゴル軍との激戦地となった、農業と漁業の島。玄海原発まで最短で8キロ、目と鼻の先です。この日も風がちょうど原発の方向から吹いてきました。

私達にできることは、「被害者になるかもしれない住民に寄り添って」「本当のをお知らせする」ことぐらいですので、こうした活動を継続していきたいと思えます。以下、レポートです。

◆ポスティングはずいぶん久しぶり、また太陽は刺すようにギラギラでしたので、着いた当初はどうかと思いました。

モンゴルまつりということで、家にはほとんど人はいませんが、ピンポンと鳴らし、ポスティングをしてきました。

家に旦那様と一緒にいらっしゃった奥様は、なにしろ「おそろしかです」を繰り返されていました。

3歳と5歳くらいのお子さんを連れて出かけようとしていた30代の女性や、一人家にいらっしゃった高齢の女性はまったく取り合ってくれませんでした。

漁港にいらっしゃった数名の男性のところに、にこにこ笑顔をつくり突入しました。初めは警戒されており、佐賀から来たと言うと、開口一番に「原発マネー

をどっさりもらったろう」と言われました。

「玄海原発建設前に鷹島にも誘致の話があったが、鷹島は反対し、原発は玄海に。鷹島は原発から8～10キロのところなのに、何も補償はなく、玄海は原発マネーががっぽり」と憎々しげに話してくれました。

「原発ができた頃から、磯焼けがひどく魚は取れなくなりました。イカなど昔は50パイが今は3ハイだ。でもその原因は分からない」と言われました。「温排水の影響とか考えられないですか?」と聞くと「わからない」とのことでした。

昔、原発の排水口の掃除をしたことがあるという方は一言も話してくれませんでした。そこにいた皆さんは「原発はいかん」「政府はまったくになってない」「汚染水も初めから分かってたことだ」と怒っていました。最後に「がんばってください」と声援をいただきました。(江口美知子)

●被害者の声を無視するな！ 原発事故子ども被災者支援法

「99パーセント、被災者・支援者の声が反映されていない！」(法の制定に中心的に役割を果たされた河崎弁護士)

10月11日、「原発事故・子ども被災者支援法」被災者の声を無視した基本方針が閣議決定されました。「支援対象地域」について、基準も明確に示さず、あいまいなまに福島県内33市町村に限定。予防原則にたった健康支援や、避難の権利を保障する住宅支援など待ち望んでいた具体的な要望はほとんど反映されませんでした。

支援法自体に「被災者の意見を反映させる」と規定されているのに、パブコメなど民主的手続きさえも無視して決めていいの？そんなことが、民主主義国家で許されてはなりません！

支援法ができたことで、「初めて、自分たちの存在に光があてられた」と感じた自主避難者の方がたくさんいます。法の理念を広め、現実の施策に反映させるべく、必死で動き回った避難者の方がたくさんいます。避難者に寄り添って、身を粉にして動き回った支援者がたくさんいます。

その想いをふみにじるような基本方針閣議決定でした。福岡の避難者の仲間はこう言いました。「私達には何の保障もない。声もまったく届かない。これは『切り捨て』以前に、私達の存在が『ないもの』とされているとしか思えません」…



熱い意見交換！ 9月30日、日韓脱核市民ツアー



9月21日、鷹島から臨む玄海原発



10月29日、熊本の農産物直売所の皆さんと座談会



8月17日、かずやラブ&ピースフェスタ(福岡県)に出展しました



大牟田(福岡県)での講演会、鹿兒島の向原祥隆さんと

10月11日、官邸前の抗議行動



閣議決定前には、全国と連携しながら、九州各地でも与党公明党・自民党などへの要請行動も行ったりしてきました。裁判の会からも、

復興庁交渉、国会議員まわり行動などにも急遽参加、官邸前では「復興庁は全国すべての県をまわって被災者・避難者の声を聞け!」「安倍総理、今そこにいるなら、閣議決定をやめて、今ここに集まっている福島の人達、故被害者の声を直接聞きに来い!」と、官邸前で叫んでやりました。

これに先立つ10月4日、佐賀県議会が「原発事故子ども・被災者支援法に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書」を全会一致で採択しました。要請事項の中に「支援対象地域は福島県内33市町村に限定せず、『支援法』第1条に則った、一定の基準以上の放射線量が計測される地域全体を対象とすること」の文言が入ったのですが、これが閣議決定で無視されたわけです。国や自治体を動かすのは、私達市民ですので、ロビー活動やマスコミへの働きかけ、広報活動を継続してやっていかなければなりません。

避難者の方達はそれぞれ地域に根づきながら、緩やかにつながっていています。支援活動は原発再稼働阻止の行動と車の両輪ですので、息長く微力ながら応援していきたいと思います。

最後に、福島から静岡への避難者の方の、東京行動での発言を紹介します。

「自分の子どものためと思うからこそ、動けた。子どもを守るのが大人の責任だからだ。そして、国民を守るのが為政者の責任。それを果たさせない限り、この闘いから身をひくことはできない!」

東電不起訴処分に抗議! 検察審査会へ申立 汚染水も刑事告発 福島原発告訴団

検察は9月9日、業務上過失致死傷などの疑いで告訴・告発された東電幹部や政府関係者ら約40人全員を「不起訴処分」としました。

武藤類子団長 談話 (9月9日)

検察による「全員不起訴」の判断に対して大きな驚きと憤りを感じています。私たちが何度も何度も要請した「強制捜査」とどうとう行われませんでした。果たして検察は捜査を尽くしたといえるのでしょうか。検察には、被害を受けたものたちの悲痛な叫びが届かなかったのでしょうか? たくさん命、家、生業を奪い、

会員からのメッセージ

会員の皆さんから、手紙やメール、振込用紙などで、たくさんのメッセージをいただいています。

日頃なかなかお会いできなくても、志は一緒。元気ができます。紹介します!

●私は昔、名古屋で主婦の反核グループに属し、原発の勉強会などをしていました。そして「トイレ無し」のシステムの恐ろしさを知り、反原発の立場に立つようになった。

が、着々と原発が増え続ける潮流への無力感から、1990年九州転居を機に「後は野となれ」とばかりに、活動からドロップアウトしていました。「フクシマ」では、安全管理等、東電の諸事のあまりのずさんさに呆然としながらも、反原発運動の高まりに、今更老骨が立ち上がる必要も感じませんでした。

ところへ、政権交代、あたかも「フクシマ」などなかったかのような世の中の風向き変化に、またまた呆然。いくら何でもこれはまずいでしょ、ということで、玄海原発再稼働差止裁判に参加することにしました。

その流れで、貴会の活動にもエールを送るべく、送金させていただいた次第です。バタバタ暮らしていて、ほとんど戦力になりませんが、せめてささやかなカンパでも、というわけで、落ちこぼれながら、よろしくお申し上げます。(Aさん)

●九州電力、玄海原発プルサーマル再稼働阻止のため執念を持って戦いましょう。(Oさん)

●前略、ニュース等ありがとうございます。なかなか行動に参加できず申し訳ありません。今後ともよろし

くお願い致します。(Sさん)

●少額ご容赦! 最近福島県の「自主」避難の若いお母さんのお話聞きました。全ての原発止めて、国と電力会社にキチンと責任とらせましょう。(Kさん)

●人間以外の生物にまで迷惑かけるような生き方はしたくないですね。(Tさん)

●支える会会員です。貴会の取り組みは、頭が下がるばかり、元気頂いています。原発ゼロまで共に頑張りましょう。(Mさん)

●「玄海原発の再稼働がなされませんよう、戦っていきましょう!」(Nさん)

●再稼働をとめるとき、福島第一原発事故が終息していない悲惨な現状を考え合わせ、放射能被害と闘う人々の思いと運動に添うことが大切だと思います。(Wさん)

●東京から避難して来ました。原告に加えてください。(Mさん)

●遠く大阪に居ますが、新たな訴訟の原告団の一員に成ります。決して諦めずに、何度でも何度でも戦いを挑み、勝利することを目指しましょう。一人ひとり非力でも、結束して権力の横暴を阻止しましょう。動けない私に変わって、頑張ってくださいませ。遠方より激烈に応援しています。(Kさん)

地域や家族を引き裂くという、言葉には尽くし難い甚大な被害を招いた電発事故の責任が、誰も問われないのですか？日本は法治国家と言えるのでしょうか？汚染水や甲状腺検査結果など被害は更に拡大しているのです。この事故の原因を明確にし、責任を問うことは、被害者が正当に救済され、新たな日本社会と新たなエネルギー政策の構築のために、何としても欠かせないことなのです。検察は被害者の声を無視し、その責務を放棄したのだと思います。検察の判断に強く抗議するとともに、私たちは「検察審査会」への申し立てをします。

10月16日、団長・副団長の3名が先行して、東京検察審査会へ審査申し立てを行いました。これは、被害者である福島県民で構成される福島検察審査会での審査をおそれた検察側によって、事件が処分発表の1時間前に、福島地検から東京地検に移送され、東京地検が処分したため、東京検察審査会への審査申し立

てとなったものです。

今回は、東電元幹部だけに絞り、勝俣恒久前会長ら6人の処分を不服として申し立てました。福島原発告発団は、心一つに、東電旧経営陣の責任を問い、「起訴相当」を強く求めていきます。

11月22日には、全国の告訴人の中から「申立人」となったみなさんとともに第2次申立を行います。

また、不起訴処分決定に先立つ9月3日、武藤類子団長ら3名は、福島県警に対して、東京電力福島第1原発放射能汚染水海洋放出事件に関して、東京電力元幹部・武藤栄ら32名及び法人としての東京電力株式会社を、公害罪の被疑事実でそれぞれ刑事告発しました。

東電による呆れるばかりの杜撰な対応は犯罪的行為の結果です。「不起訴」への流れが東電関係者を思いあがらせる結果となり、今回の二次被害を生んだのではないのでしょうか。厳格な処罰を求めています。汚染水第二次告発は12月の予定。

書籍紹介

『脱原発で住みたいまちをつくる宣言 首長篇』
武田理恵子

私の古里は桜の城下町、肥前鹿島です。神奈川県茅ヶ崎に移り住んで40年過ぎました。

故里鹿島は、亡き父や母の懐の暖かさを思い起こさせてくれる大切な場所です。

そして福島は夫の大切な古里です。

あの日3・11に福島では一体何が起きていたのか、真実を知る度、企業や行政の無責任さに腸が引きちぎられるほどの怒りがこみ上げてきます。福島第一原発から250キロ離れた茅ヶ崎でも余震や計画停電が何日も続き、夜は街灯や信号機さえ消えました。都市の交通機関が止まると、街は帰宅困難者で溢れ、店には買い物客の行列ができ、恐怖と混乱の日々でした。

やっと福島の家族と連絡が繋がりがり一刻も早い避難を促しましたが、高速道路も新幹線も途絶え車のガソリンさえも手に入らない事態になっていました。福島の美しい自然も豊かな作物も失われました。林檎・梨・桃・柿・山の幸・海の幸ふだんに食べた故郷の味も今は孫に食べさせられません。横浜の小学校の給食では汚染した稲藁で育てた牛肉を食べて子ども達が内部被曝しました。茅ヶ崎でも上下水道の処理場が出る汚泥から放射能が検出され、公園や学校の校庭などあちこち除染されました。

しかし、国内にまだ50基の原発。このままではいつか私の故郷も、日本全土が第二の福島になってしまふ。私達が便利さを追い求めて暮らしたこの40年間に100万年もの未来まで消せない環境破壊をもたらした。真実を知れば知るほど「孫達の未来を守らなくては」と自分の責任の重さを意識しました。

ちょうどその頃、横浜の脱原発世界会議の会場で、玄海原発プルサーマルの会の皆さん達に出会えました。私の故郷を命を掛けて守ろうとする人達がいる。これは、私にとって大きな救いであり、励みになりました。私と同じ年頃の女性、石丸さんの凛々しい姿が眩しく見えました。そして活動の場は違っても志は一

つ。私も自分に出来ることから始めようと仲間を探しました。「さよなら原発☆ちがさき」で高校生も若い親子も高齢者もたくさんの仲間が増え繋がってます。

『脱原発で住みたいまちをつくる宣言』——これは最近偶然手に入れた感動の本です。何と執筆者の一人が「玄海原発プルサーマル裁判を支える会」会長、澤山保太郎さん。彼は高知県東洋町が高レベル放射性廃棄物の最終処分地になりかけたとき、町民と共にその受け入れを阻止し『大金を積まれても故郷は汚させない』と、故郷を守りぬいた町長でした。原発マネーに頼らずに町の借金を減らし福祉事業で町の産業を復興させた知恵と工夫が述べられています。

また福島県双葉町の井戸川克隆前町長の苦悩と後悔の言葉が対照的で深く心に残りました。

「原発に頼ったらやがて町は核廃棄物置き場になる。千年の歴史ある土地が、たった40数年原発と付き合いただけで住めなくなり放射能に追い出されてしまった。」

「二度と私達と同じ思いを味わって欲しくない、市民一人ひとりが『お任せ民主主義』から変わる必要がある。」と語られています。

玄海原発再稼働にゆれる今こそ佐賀県民全てに読んで欲しい本です。

『脱原発で住みたいまちをつくる宣言 首長篇』(影書房、1800円)

●執筆者

井戸川克隆(福島県双葉町・前町長)

村上達也(茨城県東海村・村長)

桜井勝延(福島県南相馬市・市長)

根本良一(福島県矢祭町・前町長)

笹口孝明(新潟県巻町・元町長)

保坂展人(東京都世田谷区・区長)

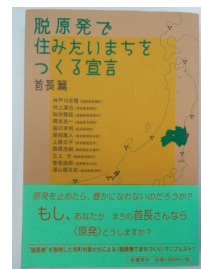
上原公子(東京都国立市・元市長)

西原茂樹(静岡県牧之原市・市長)

三上元(静岡県湖西市・市長)

曾我逸郎(長野県中川村・村長)

澤山保太郎(高知県東洋町・前町長)



裁判の会、Amazonでも扱っています。

詳細は福島原発告訴団ブログと、佐藤和良・告訴団副団長（いわき市議）ブログをご覧ください。
<http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/>
<http://skazuyoshi.exblog.jp/>

玄海原発裁判の会では、告訴団九州の事務局として、九州のみなさんとともに、福島や全国の仲間と連帯して、声をあげつづけていきたいと思っています。

10月16日、申立をする団長ら。
 右端は武藤類子団長、左端は佐藤和良副団長



Y君へ、私からの手紙

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 共同世話人 野中 宏樹

「一番の友達が引っ越していっちゃって悲しい。こんなふうにしたのはみんな大人の責任じゃないか！」郡山市に住む小学生のY君が私にこう言った時、私は彼の前で言葉を失い、うなだれるしかありませんでした。

あの「3・11」の事故で彼のクラスは櫛の歯が欠けるように人数が減ってゆき、彼の一番親しかった友達も関東に引っ越して行きました。彼はマスクを着用し、運動場での体育の時間は教室で自習をしましたが、教室で自習する仲間も日がたつにつれ減ってゆきました。学校から帰ってきても公園で遊ぶことも大好きな自転車に乗ることも出来ません。彼も、彼の両親も、今日何を食べるか、何を飲むか、何処に行くか、常に細心の注意をすることを迫られる毎日でした。

彼の両親は勤め先を変えることでようやく今年の春に九州に引っ越してきました。一番にYくんがお父さんに言った言葉は「お父さん自転車に乗ろうよ！」だったと言います。

本当に何気ない日常を取り戻した安堵や嬉しさと共に、福島に残っている友人や他の人々の事を思って心が引き裂かれそうになっている彼ら家族の苦悩の日々を私は想像します。これは「フクシマ」の現実の一断片にしか過ぎません。避難するかしないか、移住するかしないかを決断するところで様々な思惑が交錯し、苦悩が伴い、大人も、子どもも徹底的に生活そのものを破壊されています。そして健康被害に怯える日々。このような苦悩を背負わせてしまった、我々大人の責任を彼は痛烈に問うのだと思います。

彼の言葉はまた、私たち数世代、数十世代先の子どもの悲痛な叫びでもあると思います。

無論「3・11」事故の第一義的な責任は東京電力と、原子力政策にひたすら邁進し続けてきた「原子力ムラ」にあるであろうし、福島第一原子力発電所の事故収束を含めて責任を取らせなければならないと思います。しかしながら私たちが「3・11」の前から何とか原発だけは止めなければならないと思ひ、微力ながら声を挙げてきた、その事が何の免罪符になるのでしょうか。私たちの世代は取り返しのつかない過ちを犯して

しまったのです。私たち人類は「天の火を盗んでしまった」（故高木仁三郎氏）のです。その事の重大さに私は恐れおののきます…。

もし、私たちに唯一悔い改めのしるしが残されているとするならば、あらゆる手段を通じて今ある原発を全て廃炉に、また、核燃サイクル関連施設を廃止に追い込み、そして後の世代に背負わせてしまう「核のゴミ」を安全に管理する方法を全力で模索するよう全身全霊で求めてゆきしかないと私は考えています。そしてそれは日本国内だけで済む話ではなく、私たちは世界中の核施設が廃止されることを求めて、その輪を広げてゆかなければならないと思います。それが私たちの責任の取り方ではないでしょうか。

それ故、私はまず今私が生きている地にある九州電力玄海原子力発電所を廃炉に追い込むという事に取り組みたいと思います。これが今、この裁判に参加している私の思いです。私たち大人は責任を放棄してはなりません。「これが私たちなりの責任の取り方だよ」としか言いようのない苦い現実を抱きしめる他ないとします。

Y君、このような中途半端な手紙になって本当に申し訳なく思っています。けれども、今僕が立っている場所で真剣に考えて、僕の責任について考えてみました。残念だけれども、今はこのような事しか言えなくて本当にごめんなさい。けれども僕は、あなたや、あなたのお友達、そしてあなたの子どもたちが幸せに暮らせますようにと心から願っています。そしてこの祈りを裁判に参加するという形で表していこうと思っています。

9月13日の公判前、筆者（佐賀地裁前）アピールする



要請書・抗議文など

2013年9月27日

原子力規制委員会
委員長 田中俊一様

玄海原発再稼働のための現地調査
に対する抗議と質問

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中宏樹

東京電力福島第一原発は今なお事故が収束しておらず、原因究明・責任追及もなされていません。

さらに、放射能汚染水漏れ事故は抜本的解決策がないまま、海を汚しつつあります。

原子力規制委員会はすべての力を、福島原発事故収束に投入すべきです。

こうした深刻な緊急事態の最中に、玄海原発の再稼働のための現地調査に時間を割いていることに対して遺憾の意を表明し、強く抗議します。

規制委員会の「活動原則」には「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」と謳われています。その言葉通りならば、国民の意見に耳を傾け、以下の質問に対し、真摯に具体的な回答をいただくことを求めます。2週間以内に回答ください。

1. 福島原発事故はまだ終わっていません。原因究明も不十分なもとで、「福島のような事故を防止するための基準を策定することは可能」と、なぜいえるのでしょうか。明確な理由をお答えください。
2. 玄海で福島と同様の事故が起きた時に、汚染水問

題が発生します。この重大な問題への対処方法は確立していないように思えます。対処方法さえ分からないのに、なぜ再稼働の是非が審査できるのか、その根拠を回答ください。

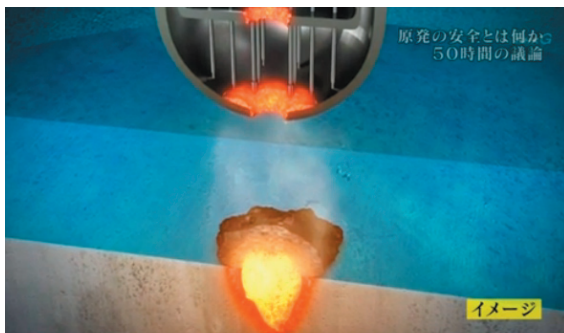
3. 福島事故以前は「放射能は絶対に出さない」ことになっていましたが、新基準では放射能放出を認めるなど、規制が緩くなっています。たとえば「ベント」はフィルタ付であっても、希ガスなどは素通りしていきます。「爆発を防ぐため、膨大な放射能を出すから、覚悟してください」ということを、立地自治体のみならず、影響を受けるすべての住民に具体的に知らせ、了解を得るべきと考えますが、いかがですか。また、住民の健康安全を最優先するための立地審査指針などの規制を事故後に緩和した理由を回答ください。

4. 先日の規制委員会と九州電力とのやりとりの中で、九電は過酷事故時に「原子炉圧力容器には何も処置しないで、核燃料をメルトダウンさせる」方針だということが判明しました。福島事故の教訓を何も学ばない九州電力に、私たちはあきれかえるばかりです。委員の皆さんが、九電の姿勢に追随するはずはないと思っていますが、「世界最高水準の安全基準」を掲げる規制委員会は、放射能を絶対に出させないように、九電にどのように指導するのですか。明確に回答ください。

5. 今回のような国民の抗議や不安の声を、委員長のあなたはどのように受け止めますか。そのお気持ちを具体的な言葉で表し、どのような姿勢で原発事業者に臨み国民の不安を払拭してくれるのか、また想定外を無くし二度と事故を起こさないために、決して急がず万全な規制をどのように実行に移して下さるのかをお示しください。

えっ？炉心溶融、“ボットン便所”でいいんですか！？

九州電力は、玄海原発で炉心溶融が起きても炉心に一切注水することなく、溶けるに任せるとしている。そして全溶融燃料が原子炉圧力容器を突き抜けて格納容器下部に落下。格納容器の天井からシャワーのように水をかけて下部キャビティに水を張り、落下する溶融燃料を待ち受け冷却するだけという。規制委員会もびっくり！



NHKテレビ『九電と規制委50時間の議論』より

オリジナルステッカー
新発売！

新名称入りの裁判の会オリジナル・ステッカーを作成しました。テーマは“放射能から子どもを守る”です。車などにも貼れます。あちこちに貼って思いを伝えましょう！1枚300円です。

イベントなどで販売するほか、郵送もいたします。ご希望の方、ご連絡ください。



1枚
300円です！

玄海原発再稼働の申請に対する抗議と質問状

2013年10月17日

九州電力株式会社

代表取締役社長 瓜生 道明様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸初美
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中宏樹

東京電力福島第一原発は今なお事故が収束しておらず、原因究明・責任追及もなされていません。さらに、放射能汚染水漏れ事故は抜本的解決策がないまま、海を汚し続けています。

こうした深刻な緊急事態の最中に、玄海原発の再稼働申請をし、国の現地調査に多くの時間を割いていることに対して遺憾の意を表明し、強く抗議します。規制委員会の「活動原則」には「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」と謳われています。それに従うべき原子力発電事業者も、国民の意見に真摯に耳を傾けることが求められます。

以下新たに追加する以下の質問にも、具体的な回答をいただくことを求めます。ここで答えられるものは即答で、技術的問題など時間を要すものにも必ず1か月以内に回答ください。

1. 福島原発事故はまだ収束していません。第一原発では高濃度の放射線汚染水が、数百トンから1000トン単位で日々太平洋に流出し続けています。

加えて現在、3号機は時折白い水蒸気のようなものを噴出させ、それがなぜ噴出しているのかは未だに原因不明です。メルトスルーした核燃料は、地下深くに陥入し、地下水と接触しているのではと疑われつつ、溶け落ちた核燃料はどこにあるのかも分からないままです。

使用済み核燃料1533体が在る4号機は、補修はしたが未だ脆弱な状態で、地震や台風など自然災害による倒壊の危険は去っておりません。「福島第一原発は、現在も極めて危機的な状態にある」というのが真実だと思います。

このように原因究明も不十分なもとでも、九電の原発は「福島のような事故は起こさない、万全な安全のもとに」再稼働できる状態にあるとどうして言い切れるのでしょうか。貴社の再稼働申請を求める自信根拠を明確に説明してください。

2. 7月12日の玄海3・4号機「新規制基準に対する適合性審査申請」について、佐賀県と玄海町に対して、なぜ事前了解願いを出さなかったのですか。

「原子炉施設設置の変更」については、佐賀県と玄海町が九州電力と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書」の第4条（事前了解）の第1項の原子炉施設を変更しようとするときは「事前了解の対象になる」と明記されているにもかかわらず、佐賀県、玄海町と九州電力が三者で協議して「事前協議」

の対象としないと、内々に決めていたことが伝えられています。これは事実かどうか？及びその経緯と理由を明確に回答ください。

3. 玄海で福島と同様の事故が起きた時に、放射能汚染水問題が必ず発生します。海洋汚染や地下水汚染に関するこの重大な問題への対処方法は、今の福島第一原発を見るように確立しておらず、海外から批判も集中しています。安倍首相や五輪関係者は「福島と東京は250キロも離れているから問題ない」と発言し、英国メディアなどから「250キロなど距離は世界から見て、無いに等しい」と批判され物議を醸しました。

この汚染水大問題に対し、国が470億を注ぎ込んでも足りないのではと論議されている中、再稼働申請に当たり貴社は、なぜ全く触れず無視し対処方法さえ記述しなかったのでしょうか？

福島汚染水についてどのような認識を持ち、玄海原発で同様の事態となった時の具体的な対処方法を回答ください。

4. 福島第一原発では、メルトダウンしメルトスルーした核燃料が再臨界している可能性も疑われたり、格納容器の底さえ突き破ってコンクリートに喰い込んで地下水と接触していることさえ疑われていますが、高い放射線のため調査さえできないのが現状です。

このような破滅的な事故を見ているにもかかわらず、貴社は、先日の規制委員会との審査のやりとり中で、配管破断が疑われ圧力容器に注水しても水漏れが続くと想像される時には、水素爆発の危険を避けるために「原子炉圧力容器には敢えて何も処置しないで、核燃料をメルトダウンさせる」方針が明確になりました。つまり、指をくわえてメルトダウンさせて、格納容器への水の注水に全力を挙げると回答し、規制委員会から改善指摘を受けた訳です。

この過酷事故に対して、必死で食い止めようと努力する姿勢が見えない貴社に対して、私達は信頼することができないのです。天災や戦争やテロなどによる過酷事故には「こうなったら手の施しようが全くない」ことがおこりうるということが分かった上で、再稼働を申請したのですか？端的に、回答ください。

5. 同じく、先日の規制委員会との審査のやりとり中で、全電喪失事故の際に要となる「非常用発電機」に「備蓄燃料タンク」から燃料を供給し続けるために、配管自動輸送方式を止め、タンクローリー車方式を提示しています。委員は、これに一応の現場評価を示しているようですが、福島事故では鉄塔の倒壊があったように地震・津波による地盤の破壊や瓦礫の散乱状態によって、車が走行できない状態は容易に想像できる場所です。配管自動輸送方式、タンクローリー車、に加えさらという方法をどうして考慮し提起しないのでしょうか？これに関しても、多重防護の考えで説明してください。

以上

お知らせ

12月2日、プルサーマルの日。 みんなで歩く玄海町！

2009年12月2日は
日本初のプルサーマルが始まった日です
ポスティング・戸別訪問、玄海町長・玄海原発
所長への申入などを行います

■日時：12月2日(月)10時集合
■集合場所：玄海町役場

2009年12月2日。日本ではじめて玄海原発3号機でプルサーマルが始まりました。

1942年のこの日。世界ではじめてウランの核分裂の持続的な連鎖反応に成功しました。

“核の平和利用”とごまかしてきた原発は、今、地球を滅ぼすという正体を見せはじめています。

再稼働などんでもない。福島
の学びは全ての原発を止めること。

小さな市民の力も束ねれば大きな力。
一人一人が立ち上がり、声を挙げ

ることが、家族を、未来を守ります。



みんなで歩く
玄海町！
2009年12月2日は
日本初の
プルサーマルが始まった日です
12月2日(月)10時 玄海町役場集合
ポスティング・戸別訪問、玄海町長・玄海原発所長への申入などを行います！

映画『飯館村』を上映しませんか？

パレスチナをはじめ各地取材してこられたフリージャーナリスト、土井敏邦監督が、故郷喪失に苦悩し葛藤する村人達を1年間追った新作ドキュメンタリー映画『飯館村 放射能と帰村』。

“私は故郷の村に帰れますか？

村で子どもたちと安心して暮らせませんか？ もし帰れなければ、どこに“故郷”を探せばいいですか？”

土井監督は佐賀県小城市出身で、郷土への思いは人一倍。

「玄海原発再稼働を阻止するのに、映画上映を役立てほしい。どんなに小さな集まりでもいいから、九州でぜひやってほしい」とのことです。

<http://www.doi-toshikuni.net/j/>

自主上映会を開いてくださる方を募っています！裁判の会まで一度連絡ください。



次回公判のお知らせ

1月24日(金) 佐賀地方裁判所

■12時45分 集合 地裁前アピール行動

■13時半 第7回 玄海全基運転停止公判

■14時 第11回 玄海2・3号機仮処分審尋

■14時半 MOX 弁論準備 (2回目)

3月13日(木) 佐賀地方裁判所

■14時半 MOX 弁論準備 (3回目)

※時間は予定です。

※傍聴を希望される方、事前にご連絡ください。

【編集後記】

■何か行動を起こした時に「このタイミングでやったのどういうことか」と聞かれることがある。「かくかくしかじか…」とそれらしく答える自分。初美代表は、同じことを聞かれても、こう答える。「タイミングがどうだとか関係なく、毎日でもやりたいんです！」と一喝。このまっすぐさが、裁判の会の代表の真骨頂！小手先の術策なんかじゃない。大事なのは、今この瞬間に何を感じ、どう動くか。2013年の残りの日々をまっす

原子力市民委員会 12.8 意見交換会

「原発ゼロ社会への道——新しい公論形成のための中間報告」

原子力市民委員会 12.8 意見交換会 (福岡)

【日時】2013年12月8日(日)13:30～16:30

【場所】ふくふくプラザ(福岡市市民福祉プラザ)ふくふくホール

【参加費】500円(資料代含む)

【主催】原子力市民委員会

【出席メンバー】

吉岡 齊(九州大学副学長、原子力市民委員会座長代理)

満田夏花(国際環境 NGO FoE Japan 理事)

松原弘直(環境エネルギー政策研究所主席研究員)

滝谷統一(元原子力技術者、元原子力安全委員会事務局技術参与)

吉田明子(国際環境 NGO FoE Japan)

【協賛】

「放射能市民測定室・九州(Qベク)」「九電消費者株主の会」

「NPO 法人たんぼぼとりで」「玄海原発プルサーマルと全

基をみんなで止める裁判の会」など

【問合せ】

原子力市民委員会事務局

<http://www.ccnejapan.com>

E-mail email@ccnejapan.com TEL: 03-3358-7064

福岡実行委員会

E-mail thonkawa@gmail.com TEL: 090-6426-0901

あなたのチカラが必要です！

★ボランティア募集！

★座談会開催しませんか？

★カラー機関紙『そいぎ』発行しました。
1部100円です。広めてください！

最新情報や日々の活動を

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/genkai.genpatsu>
にアップしています。ぜひご覧ください。

会員募集中！

■原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。

サポート会員は一口1,000円より。

■振込先：郵便振替口座 01790 - 3 - 136810

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

会員数

(2013.11.17 現在)

原告(被告・九電=MOX、仮処分、全基) 399名

原告(被告・国=行政訴訟) 384名

支える会・サポート会員 772名

ぐに走り抜けよう(永野浩二)

■小さな村に住み22年。佐賀市に合併後、用無しになってしまった小さな議場は、可愛いライブスペースとして生まれ変わった。2年前の年の暮れ、「村のミュージシャン」たちで発表会が行われて以来、「年末ライブ」は恒例となった。我が家を含む一風変わった市営団地のメンバーによるバンドに、今年も演奏依頼(?)が。今年は次男もギターで参戦。子どもたちのボーイソプラノも今は昔、果たしてどんな演奏に?(大江登美子)